

宝塚市立病院寝具類供給業務委託（単価契約） 仕様書

本仕様書は、宝塚市立病院寝具類供給業務委託契約（単価契約）に関して、受託者との間に締結される契約内容の基準について、その内容を規定するものである。

- 1 委託物件 病-113 宝塚市立病院寝具類供給業務委託(単価契約)
- 2 委託場所 宝塚市小浜 4 丁目地内 宝塚市立病院
- 3 契約期間 契約締結日～令和 13 年(2031 年)1 月 31 日
履行期間 令和 8 年(2026 年)2 月 1 日～令和 13 年(2031 年)1 月 31 日まで

- 4 寝具の仕様 「仕様明細書」のとおり

5 支払条件

- (1) 受託者は毎月末日に締め切り請求するものとし、請求を受理した日の 30 日以内に支払うものとする。
- (2) 毎月の委託料は「単価表」に記載する費用を以下の計算方法により算出した合計額に消費税及び地方消費税を加えた金額とする。

①委託管理費

「単価表」のとおり

②病棟寝具

- ・寝具利用料：寝具毎に「単価×組数×月日数」
- ・寝具洗濯料：寝具毎に「単価×洗濯枚数」

③外来寝具

- ・寝具利用料：寝具毎に「単価×組数×月日数」
- ・寝具洗濯料：寝具毎に「単価×洗濯枚数」

④当直寝具

- ・寝具利用料：寝具毎に「単価×組数×月日数」 ※追加寝具を除く
追加寝具のみ「単価×利用回数」
- ・寝具洗濯料：寝具毎に「洗濯単価×洗濯枚数」

6 業務内容

- (1) 入院患者が利用する寝具・リネ類の提供
提供する寝具・リネ類は「仕様明細書 1」のとおりとする。
- (2) 外来患者が利用するリネ類の提供
提供するリネ類は「仕様明細書 2」のとおりとする。
- (3) 当直スタッフへの寝具・リネ類の提供及びベッドメイク
提供する寝具・リネ類及びベッドメイクは「仕様明細書 3」のとおりとする。
- (4) 洗濯及び集配業務
 - ①寝具・リネ類の洗濯及び補修については、受託者の負担において行うこと。

- ②リネ類、寝具類は医療関連サービス振興会から認定を受けた受託者の自社工場で洗濯・消毒を行うこと。
 - ③受託者は厚生省健康政策局指導課長通知ならびに関係法令に定める衛生基準に従い、寝具・リネ類を適切に処理しなければならない。
 - ④感染症及び感染症のおそれのある寝具・リネ類を洗濯に出す場合は、委託者は密閉した容器(ビニール袋)に入れ感染の有無、容器(ビニール袋)内の寝具の種類・数量がわかるようにする。
 - ⑤受託者は寝具・リネ類の洗濯、消毒、補修及び運搬等の設備・方法については、委託者及び関係官庁の指導を受け、又はその検査に応じなければならない。
 - ⑥納入場所(宝塚市立病院)までの往復に要する費用については、受託者の負担とする。
 - ⑦集配については、保管場所のスペースの都合上、週4日以上行うこと。
- (5)院内における搬送・回収等の業務
- ①寝具・リネ類搬送作業
清潔(洗濯済み)寝具・リネ類の病棟・外来等への運搬
 - ②寝具・リネ類回収作業
使用済み寝具・リネ類の病棟・外来等からの回収
 - ③リネ庫の寝具・リネ類の補充
病棟、外来等のリネ庫の寝具・セット組リネ類の補充
 - ④当直用リネの交換作業
当直用リネの交換及びベッドメイク
(ベッドメイクについては別紙仕様明細書3のとおり)
 - ⑤使用済み寝具・リネ類の仕分け作業
使用済み寝具からのカバー類の取り外し
寝具類の再使用可否の判定
 - ⑥寝具類のカバー掛け作業・リネ類のセット組作業
病棟・外来等補充用の寝具本体にカバー掛け、リネ類のセット組み作業
 - ⑦集配トラックへの受渡し準備及び受渡し作業
使用済みリネの結束作業
使用済み寝具・リネ類の引渡し
洗濯済み寝具・リネ類の受取
 - ⑧寝具・リネ類の帳票作成
洗濯伝票、その他帳票類の記入作成及び管理
※作業場所について
上記①～④の作業 院内各所
上記⑤～⑧の作業 リネ室
- (6)入院患者の付添者への寝具の提供及び利用者との料金精算
- (7)参考(作業量の目安)
- ①現在の勤務体制
月曜日～金曜日 8時30分から17時00分(祝日は午前中のみ)
人員 月6人(1人半日) 火3人 水4人 木5人 金4人
ゴールデンウィーク、年末年始等の大型連休時は、4日以上連続する場合に半日を1回程度間に

入れるなど対応している。

※ただし、この通りの人員配置を求めるものではない。

7 作業員

- ①受託者は業務に必要な従事者を必要数常駐させ、業務の万全を期するものとする。
- ②院内で業務に従事する者の中から、現場責任者を選出し従事者の監督、指導を行うとともに、業務履行状況の確認を行い委託者へ報告すること。
- ③院内で業務に従事する者に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他作業員に対する法令上のすべての責任を負うこと。
- ④受託者は労働安全衛生法に基づき、1年に1回の定期健康診断等を実施するとともに、常に業務従事者の健康に留意し、業務従事者が病毒伝染の危険のある疾患等に罹患した時は、当該従事者を業務に従事させてはならない。
また、受託者は業務従事者に以下の予防接種を受けさせなくてはならない。
(ア)インフルエンザワクチンの接種。
(イ)費用は受託者の負担とする。

8 施設設備提供

- ①委託者は、院内で業務に従事する者の控室及び交換用寝具類、汚染寝具類の保管場所として清潔用リネ室、使用済用リネ室等の付帯設備を無償で提供する。受託者は、提供された付帯設備を適切に管理すること。
- ②委託者は、業務に係る電気・ガス・水道を無償で提供する。
- ③受託者は、業務に係る帳票類、備品、事務用品を用意すること。

9 衛生風紀

- ①院内で業務に従事する者は、業務中は清潔な服装及び氏名を明らかにする名札を着用すること。
- ②契約の履行に際し業務上知り得たことについては、第三者に漏らさないように徹底すること。

10 禁止事項

- ①契約の履行区域以外は、許可なく立ち入ることを禁止する。
- ②院内での縫製作業は禁止する。

11 損害賠償

- ①受託者の責に帰すべき事由により、設備・建物等に損害を与えた場合、受託者は直ちにその旨を委託者に届け出るとともに、損害を賠償しなければならない。また、第三者に損害を与えた場合も同様とする。
- ②委託者の責に帰すべき理由により、以下の物品について紛失・焼失・大破損、その他の理由により委託者に返還できない場合、使用期間の委託料の他に下記による賠償金を受託者に支払う。ただし、委託者及び受託者の双方で協議のうえ金額を増減することができる。

掛布団（厚手）	6,430 円	包布	1,500 円
肌布団（薄手）	4,570 円	シーツ	1,200 円
ボックスシーツ	2,180 円	ベッドパッド	4,720 円
枕カバー	160 円	枕	650 円
タオルケット	3,360 円	ICU ベッドカバー	8,430 円
防水シーツ	2,390 円	簡易ベッド	64,290 円

12 再委託等の禁止

- ①本契約により生ずる義務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてならない。
- ②本契約に生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

13 代替品の提供

受託者は、提供する寝具・リネ類が使用不可能となった場合において、速やかな回復が困難であるときは、委託者の業務に支障を来さないよう、同等の寝具・リネ類を受託者の負担で委託者に提供するものとする。ただし、委託者の責めに帰すべき理由により使用不可能となった場合は、この限りでない。

14 その他

この仕様書に疑義が生じた場合については、委託者及び受託者の双方で協議して定める。